

失業給付（基本手当）のご案内

雇用保険（雇用の安定や促進を目的とした公的な保険制度）の被保険者は、失業後、生活を心配しないで仕事を探し、1日でも早く再就職ができるように手当が受けられます。ただし、受給の要件を満たしている必要があります。

■ 受給要件

雇用保険の被保険者が離職して、次の①及び②に該当すること

- ① 働く意思と能力があり、求職活動を行っているにも関わらず職業に就くことができない「失業の状態」にあること（求職活動が行えること）
- ② 離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上あること
※ 会社の都合によって失業した『特定受給資格者』、正当な理由のある自己都合で退職した『特定理由離職者』の場合は、退職(失業)した日より前の1年間に、雇用保険の被保険者であった期間が合計で6か月以上ある場合でも要件を満たす。

■ 受給期間・給付日数

受給が可能な期間は離職した翌日から1年間ですが、手当が給付される日数は離職理由、離職時の年齢、被保険者であった期間等によって異なります。

■ 申請窓口

お住まいを管轄するハローワーク

■ 申請方法・必要書類

求職の申込みを行ったのちに「雇用保険被保険者離職票-1, 2」を提出し、受給資格が決定されます。

【必要書類】

雇用保険被保険者証・雇用保険被保険者離職票-1, 2・マイナンバーカードなど（写真付きの身分証明証）・写真 2枚（たて3cm×よこ2.5cm）・印鑑・本人名義の普通預金通帳（郵便局も可）

■ 支給額

雇用保険で受給できる1日当たりの金額を基本手当日額といいます。基本手当日額は、原則として離職した日の直前の6か月に支払われた賃金（賞与等は除く）の合計を180で割って算出した金額に給付率（50～80%）をかけた金額です。基本手当日額は、年齢区分ごとにその上限額が定められます。

■ その他

- ・ 受給期間に病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上働くことができなくなったときは、その働くことのできなくなった日数だけ、受給期間を延長することができます。ただし、延長できる期間は最長で3年間です。
- ・ 年齢や勤務形態によって、いくつかの給付の種類（65歳以上の方は『高年齢求職者給付金』・季節的労働者は『特例一時金』・日雇い労働者は『日雇労働求職者給付金』）にわけられます。
- ・ 受給資格者が離職後、ハローワークで求職の申込みをした後に15日以上引き続いて病気やケガのために職業に就くことができない場合は、その病気やケガのために基本手当の支給を受けることができない日の生活の安定を図るために雇用保険から傷病手当が支給されます。

制度についての詳細は、当院中央棟1階の総合医療相談 受付「ソーシャルワーカー」
または、申請窓口にご相談ください。

【当院の電話でのお問い合わせ先】

03-3202-7181（代表）（内線 2081, 2084, 2489）

